2015年　　月　　日

従業員のみなさんへ

総務部長〇〇〇〇

**マイナンバー制度スタートに伴う住民票確認のお願い**

2016年1月よりマイナンバー制度がスタートすることになりました。

マイナンバーとは、住民票を有するすべての国民に１人１つずつ付与され、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される番号のことです。この番号が2015年10月から12月にかけて、みなさん全員に通知されることとなりました。

マイナンバーは、住民票に記載されている住所に各市区町村から通知カードの送付を受け取ることで通知されます。通知カードは、簡易書留（転送不要扱い）で住民票の世帯ごとにまとめて郵送される予定です。

そこで、まずは住民票の住所をチェックして、現在住んでいるところと住民票の住所が異なる場合には住民票の移動手続きを行ってください。

この手続きを行っていない場合には、マイナンバーの通知カードが間違った住民票の住所に送られてしまいますので、後になって煩雑な手続きを行う必要が出てきます。

【実際の住所と住民票が異なる場合の手続き】

①同一市町村内で住所変更する場合の手続き

同一市町村内で住所変更する場合には、その市町村に転居届を提出します。

②他の市町村へ住所変更する場合に手続き

住民票が現在の実際の住所と異なる市町村にある場合には、住民票のある従前の住所地の市町村に転出届を提出したうえで、現在の住所地の市町村に転入届を提出することが必要となります。

なお、ドメスティックバイオレンスやストーカー被害者、東日本大震災で避難した被災者、長期間、病院や介護施設に入っている独り身の人など、特別な理由により住民票を元の住所にしたままの人は、住民票とは異なる住所地でも受け取れます。

　希望者は、８月２４日～９月２５日の間に住民登録先の市区町村へ申請する必要がありますので、住民登録先の市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

以上